

群馬大学大学院医学系研究科副研究科長及び研究科長補佐に関する内規

平成24. 5. 15 制定

改正 平成29. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院医学系研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）及び研究科長補佐に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 医学系研究科に、副研究科長及び研究科長補佐をそれぞれ若干人置き、教授をもって充てる。

(職 務)

第3条 副研究科長は、医学系研究科長（以下「研究科長」という。）を補佐し、研究科長の指示する医学系研究科全体に係る重要事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

2 研究科長補佐は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する個別の具体的事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 副研究科長及び研究科長補佐（以下「副研究科長等」という。）は、研究科長が指名し、医学系研究科企画戦略会議の承認を得るものとする。

(任 期)

第5条 副研究科長等の任期は、当該研究科長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員があった場合の後任の副研究科長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、副研究科長等に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、医学系研究科企画戦略会議の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。